

国宝『金剛場陀羅尼経』と評について

藤本孝一

On the National Treasure Manuscript of  
the *Jingang chang tuoluoni jing* and *kōri*

Kō'ichi Fujimoto

The *Jingang chang tuoluoni jing* 金剛場陀羅尼經 (one scroll 一卷)—whose manuscript designated as national treasure I examine here—was translated into Chinese 587 by the Indian scholar-monk Jñānagupta 闍那崛多.

According to its colophon, a man from Kawachi no kuni Shiki-kōri 河内国志貴評 commissioned a monk to copy the scripture in the memory of his parents and ancestors in the year *hinoeinu* 丙戌年. We know that the administrative reform carried out in 702 led to the replacement of the appellation *kōri* 評 with *gun* 郡. On the basis of this historical detail, the year *hinoeinu* was calculated to be 686, which made this the earliest extant manuscript copied in Japan.

However, at the time of this calculation the existence of a notation on the reverse side of the folio was unknown. By holding the folio against a strong light, we were able to decipher the notation ‘year 8 of the Tenpyō era’, i. e. 746, which means that this is not the oldest manuscript copied in Japan.

# 国宝『金剛場陀羅尼經』と評について

藤本孝一

はじめに

一 国宝『金剛場陀羅尼經』

本大学院大学で、平成二十八年十一月十二日の第二回公開研究会で、「国宝『金剛場陀羅尼經』は最古の写本か——評郡制度と奥書——」と題して発表された。概要は、国宝『金剛場陀羅尼』一卷（京都国立博物館保管）は奥書に

『金剛場陀羅尼經』は、訳経僧の闍那崛多（じやなくつた五三三〜六〇〇）が隋王朝の開皇七年（五八七）に漢訳した經典で、釈迦牟尼は文殊菩薩に、人の眼にうつる現象の姿はすべて「空」であると説いている。

「志貴評」とあることから、朱鳥元年とされてきた。しかし、裏打ちが厚く施されて紙背がわからなかったが、透過光により、「天平十八年」の墨書があることを見出し、最古の經典ではないことを発表した。研究会の席で、赤尾栄慶氏・石塚晴通氏の両氏により反論があった。一つは紙が天平時代より古いものである。一つは「天平」の書風が近世近代の新しいものであるとの見解であった。両説とも納得できるものであった。しかし、紹介されたこともない、紙背墨書を掲載して、再検討するものもよいのではないかと思ひ、反論というより、図版の墨書を見て頂きたいための報告である。

国宝指定の文化庁の見解は、山本信吉調査官が執筆した『国宝大事典』<sup>三</sup>書跡・典籍』（講談社。昭和六十一年八月刊、二八頁）である。それによると、

1 金剛場陀羅尼 小川広巳（京都）一卷、縦 $\parallel$ 二六・一cm、全長 $\parallel$ 七・一二m 飛鳥・白鳳時代（六八六） 昭和二十六年六月指定

わが国で紙に書かれた最古の遺品としては、聖徳太子の筆と伝える『法華義疏』（御物）が著名であるが、この『金剛場陀羅尼經』はそれに次ぐ遺巻で、書写の年次を明らかにした日本写経の現存最古の遺品として名高いものである。

写経の本文と同筆で書かれた巻末の奥書によれば、この経は丙戌の年五月に川内国（大阪府）志貴評（河内国志紀郡）に住む知識（仏教信者）

が七世父母及び一切衆生のために書写したもので、この写経の善因（善行）によって浄土に往生し正覚をなすことを願っていて、末に「教化僧宝林」の名前がある。「歳次丙戌」とある丙戌については天武天皇十四年（六八六）と考えられており、また「川内国志貴評」の「評」は郡のこと、大宝令（七〇二完成）施行以前の律令国家では、郡を「評」と呼んでいたことを証する史料として注目されている。

この経の特徴は本文の書風が古様なことで、筆線のきわめて鋭い剛抜な書法は、中国の六朝時代の古写経に見る筆跡と近似した共通性をもっている。その理由の一つには、この写経にさいしてテキストとして用いた経典が中国から将来された六朝時代の写経であったため、その書風の影響を受けたとも考えられ、また筆者の宝林も平常そうした書体に慣れた人であったのかもしれない。しかしながら、この一見勁抜な書法の中に柔軟な変化を見ることが出来、当時すでに写経技術が相当な発達を遂げていた様子を伺わせて注目されよう。

巻の首尾及び紙背に「法隆寺一切経」の黒印があつて、この経がもとは奈良法隆寺一切経のうちとして伝来していたことを示している。

とあり、この記述で経巻の位置付けが尽くされている。しかし、この段階では、紙背墨書は判明されていなかった。

次に、卷子の形状をのべ、奥書等の検討に入りたい。

## 二 『金剛場陀羅尼経』の形状

本巻は昭和二十六年六月九日附で国宝に指定された。その形状を論述する。

①法量は縦二六・一センチメートル全長七一・〇センチメートル、紙数十九紙からなる卷子装である。

②表紙は金茶地後補表紙で、軸首は後補撥型軸である。外題は金砂子散題簽貼付で墨書名はない。

③料紙は黄蘗染穀紙打紙で、界高十九・八センチメートル、界幅一・七センチメートルである。

④本文は一紙二十七行、一行一七字、首題「金剛場陀羅尼経卷」、尾題「金剛場陀羅尼経卷一」とある。

⑤印記等は、首尾及び紙継目裏に墨方陽刻印「法隆寺／一切経」（縦四・七センチメートル、横四・七センチメートル）が六顆捺されている。

⑥奥書は、  
歳次丙戌年五月川内国志貴評内知識為七世父母及  
一切衆生敬造金剛場陀羅尼経一部藉此書因往生淨

土終成正覺  
教化僧寶林

と書写奥書がある。

⑦後補軸紙に、  
右丙戌天平十八年波羅門僧正入國之歳

と識語がある。

⑧収納箱は、桐印籠箱（縦三三・〇センチメートル、横八・〇センチメートル、高七・五センチメートル）で、隸書体で「金剛場陀羅尼経」と墨書する。

⑦伝来は法隆寺旧蔵で、市島春城（一八六〇～一九四四）から小川家に伝来し、平成十六年度に文化庁が購入した。

以上の形態である。

伝来に関しては、平安時代に法隆寺一切経を形成するにあたり、本巻も寺に納入された。その後、約二〇センチ幅で折本になった。大谷大学蔵『法隆寺一切経』には、折本を収納した袋を所蔵している。法隆寺から散逸した折鶴飼徹定氏（一八一四～一八九二）が持参していた話も聞くが、鶴飼氏が市島氏が購入した際には折本になっていたと思われる。折本装から卷子に改装するにあたり、「天平十八年」は見えていたため、後補軸紙に「右丙戌天平十八年波羅門僧正入国之歳」と記した。しかし、卷子装以降、裏打ちで紙背墨書は見えなかったため、顧みられることがなかった。

### 三 紙背の年号

本巻は裏打ちがなされているが、紙継目に「法隆寺印」が捺されている箇所は、裏打紙を擦消して印を露出している。

文化庁の主任調査官時代に本巻を購入した折、紙背を透過光で検証すると最後の十九紙目の天の左端に近い部分に文字があることを見出した。その文字は、

天平十八年

と墨書されていた（図版1・2）。

そうなると、「天平十八年」は西暦七四六年で干支も「丙戌」である。奥書の「丙戌」を朱鳥元年で西暦六八六年の年と指定しているが、干支一回り六十年後の書写となる。

〔筆跡〕

五文字の年号から時代を判定するのは難しいが、他と比較して同時代でよ

いのではなからうか。

特徴的な点として「年」がある。年の「辛」の部分は三本線である。一般には光明皇后の発願一切経『五月一日経』の奥書「天平十二年」は普通の年の「辛」である。三本線は奈良時代の木簡などにみられる。筆跡の比較は困難で、後世に古い筆跡をまねてしまうことも可能である。そのために確実にはないが、ほぼこの年代でよいのではなからうか。ただし、後世の追記の可能性も捨てきれない。三本線による「年」は平安時代に入ると用いられない傾向がある。天平十八年後の干支一回りは、大同元年（八〇六）で平安時代に入ってしまう。やはり奈良時代でよいのではなからうか。干支で年代を認めている時代であってみれば、間違うことはなかったであろう。

そうなると、本巻の干支は天平十八年の書写の折につけられたと思われるが、追記にしても早い段階で墨書されたと想定される。

研究会では、近世近代のものであるとの意見であった。筆跡は目やすにはなるが主観であり、奥書の時代確定を保留しておきたい。

### 四 奥書の検討

〔筆跡〕

山本氏の解説の中で、

この経の特徴は本文の書風が古様なことで、筆線のきわめて鋭い剛抜な書法は、中国の六朝時代の古写経に見る筆跡と近似した共通性をもっている。その理由の一つには、この写経にさいしてテキストとして用いた経典が中国から将来された六朝時代の写経であったため、その書風の影

響を受けたとも考えられ、また筆者の宝林も平常そうした書体に慣れた人であったのかもしれない。

とする。近年の見解である『上代写経識語注釈』（勉誠出版、二〇一六年二月刊）の「2、書風について」（一〇頁）では、

『金剛場陀羅尼経』は本文と識語が同筆で、書の側面にも注目が集まり、初唐の欧陽詢（五五七～六四一）の書風によって書写されていることが論議されてきた。欧陽詢の子、欧陽通による「道因法師碑」（六六三年／西安碑林）や日本の「長谷寺銅版法華説相図銘」〔5〕、六八六、もしくは六九八年／長谷寺）が類似した書風の例として紹介されている。

と論述する。この書風の記述は、内藤湖南氏の説以来という。これらの説も、前提には朱鳥元年に書写したものとする見解からである。天平時代とすると、どのような考え方ができるかである。

本巻は写経である。親本通りに書写するのが当然である。そうになると、筆跡も親本通りの書風となる。親本が隋から初唐にかけてのものであれば、親本の時代の書風も写される。書風からでは、時代を確定できないのである。地方の教化僧であつてみれば、師から受け継いだのは古い經典と奈良時代以前の古い紙であつたともいえる。

〔奥書〕

『上代写経識語注釈』の現代語訳（五～六頁）は、

歳が丙戌にやどる年（六八六）の五月に、川内国志貴評のうちで結婚した仏教信者たちが、七世父母及び一切衆生のために、つつしんで金剛場陀羅尼経一部をつくりもうしあげる。この良い結果を生じる原因によつて、（七世父母、一切衆生が）浄土に往生し、ついに正しい覺りを完成

する（ことをねがうものである）。教化僧 宝林

と解釈する。また、「川内国志貴評」も【注釈】で大宝令以前の地名表記であるという。

ここで注目されるのは、この経巻がなぜ作られたかが述べられている。それは、「七世父母及び一切衆生のために」である。そうすると、天平年間より以前の地名表記で記した可能性が高いのではなからうか。現代の地方合併でも、旧村名や旧町名を意識的に使って記念碑などが作られているのと同じ現象ではなからうか。

## 五 評の年代解釈

大宝律令施行（大宝二年（七〇二））により、評から郡へと名称変更された。この制度の変遷は江戸時代からも知られ、井上光貞氏によって本格的な研究がなされた結果、出土した木簡に「評」が書かれていると、大宝二年以前に年代を比定している。しかし、大宝令發布以後ただちに全面的に改変されたであろうか。大宝令施行後も「評」が使われている史料を、一応あげてみる。奈良時代の正史である『続日本紀』によると、

① 天平宝字八年（七六四）七月丁未（十二日）。

先是。従二位文室真人淨三等奏曰。伏奉去年十二月十日勅。紀寺奴益人等訴云。紀袁祁臣之女梗売。嫁本国水高評人内原直牟羅。生兒身売。狛売二人。蒙急則臣處分居住寺家。造工等食。

② 神護景雲元年（七六七）三月乙丑（十六日）。

阿波国板野名方阿波等三郡百姓言。己等姓。庚午年籍被記凡直。唯籍皆

著費字。自此之後。評督凡直麻呂等披陳朝庭。改為粟凡直姓。已畢。天平寶字二年編籍之日。追注凡費。情所不安。於是改為粟凡直。

とある。②は庚午年籍記載の通りに「評督」を用いたのである。この外にも、恵美押勝の乱で仲麻呂が敗退して近江国高島郡に逃れた記事、天平宝字八年九月壬子（十八日）条に「高島郡」とするが、原史料の一部の引用と思われる。『竹生島縁起』（護国寺本）（重要文化財『諸寺縁起集』所収、神道体系神社編二十三近江国、昭和六十年三月刊、五〇六頁）に同じ動乱を記述して、

天平三年辛未（天平宝字八年甲辰カ）、紫微宮大師中臣惠美朝臣仲麻呂、成乱逆意、発兵政（攻カ）国、于時天皇差遣將軍伴涼太、引率士衆、令相防之時、天皇兵衆在高島評勝野濱、

と「高島評」にする。ほんの一部の例ではあるが、これらの記事のように、大宝令以後にも「評」は使用されていた。

## 六 教化僧

本巻は、仏教信徒が教化僧「宝林」を導師として、祖先のために書写した結縁の私願経のひとつである。

本巻に「教化僧」に記されているところから、奈良時代以前の天武朝にも、河内国の郡司層まで仏教が流布して、勸進僧的な人物が活躍していたとする根拠になっている。しかし、「教化僧」の史料は本巻しかない。この僧侶と類似するものに、従来から指摘されている円仁の著述になる中国旅行記『入唐求法巡礼行記』（国宝、安藤積産合資会社蔵）がある。その記事は、開成三年（八三八）十一月二十四日条に、

次又有化俗法師、与本国道飛教化師同也、説世間、无常苦空之理、化導男弟子・女弟子、呼道化俗法師也、

とある。唐において經典の「説世間、无常苦空之理」を説き「男弟子・女弟子」を化導する人を「道化俗法師」と呼んでいるのと同じ僧侶が日本の「道飛教化師」と同じであると記載する。「飛」は草体から一番近い文字であるが、別な解釈ができるかも知れない。しかし「教化師」は本経「教化僧」の「宝林」と同じ意味であろうという。

このような状況から、天平十八年とすると、教化僧の存在も納得されるのである。

おわりに

『金剛場陀羅尼経』の奥書に郡制度の前段階の「評」が用いられているから、「丙戌年」を大宝律令施行（七〇二）以前に遡らせて朱鳥元年（六八六）に指定されていたが、巻末紙背に「天平十八年（七四六）」の墨書があり、六十年下るのではなからうか、との疑問が生まれた。

しかし、研究会では紙も巻末の塗り残し紙が用いられていることから天武朝のものでよい。さらに、紙背の墨書の年紀も近世近代のものであるとの意見であった。これに対して筆者は、紙は大切なものとして奈良時代以前の古い紙を大切に所持していたのではないか。紙背の書風の意見は主観的なものであつて、書風だけでは確定できないと思っている。

また、本巻は「七世父母」の供養経であり、先祖供養のために、以前の地名表記により「評」を用いたのではなからうか。そうになると、教化僧による

仏教の地方の流布も八世紀段階ではなからうか。

以上のことから、丙戌年が天平十八年とすると、奥書のある最古の経典は、和銅五年（七二二）に長屋王が従兄の文武天皇の崩御を悼んで発願した、『和銅経』になる。

〔附記〕

研究会の意見に従うべきであったが、本巻を「天平十八年」書写として解釈できるかどうかを、考えていただきたいために、あえて発表した。しかし、本巻の「評」史料と隋から初唐の書風を伝える遺品は貴重であり、国宝の地位は微動だにしない。